

平成20年度  
第2回高松市庵治地区地域審議会  
会議録

と き：平成20年11月14日（金）

と ころ：高松市庵治支所 105会議室

平成20年度  
第2回高松市庵治地区地域審議会  
会議録

1 日時

平成20年11月14日（金） 午後1時30分開会・午後3時36分開会

2 場所

高松市庵治支所 105会議室

3 出席委員 13人

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 会 長 | 上北 東太郎 | 委 員 | 増田 富子 |
| 副会長 | 高砂 清一  | 委 員 | 村井 高廣 |
| 委 員 | 浦 芳樹   | 委 員 | 村井 雅子 |
| 委 員 | 小磯 治雄  | 委 員 | 森岡美佐子 |
| 委 員 | 高砂 正元  | 委 員 | 河崎 皓二 |
| 委 員 | 平田フサ子  | 委 員 | 黒石美恵子 |
| 委 員 | 藤野 讓二  |     |       |

4 欠席委員 2人

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 委 員 | 川 曉美 | 委 員 | 嶋野 勝路 |
|-----|------|-----|-------|

## 5 行政関係者

|          |       |          |       |
|----------|-------|----------|-------|
| 市民政策部長   | 岸本 泰三 | 企画課長補佐   | 諏訪 修司 |
| 市民政策部次長  | 原田 典子 | 企画担当課長補佐 | 山崎 郁代 |
| 地域政策課長   | 村上 和広 | 企画課企画員   | 佐野 健市 |
| 地域政策課長補佐 | 熊野 勝夫 |          |       |

|               |       |             |       |
|---------------|-------|-------------|-------|
| 公園緑地課長補佐      | 宮脇 雅彦 | 土地改良課長補佐    | 松原 一郎 |
| 公園緑地課主任技師     | 三野 和雄 | 道路課長        | 山田 悟  |
| 国際文化振興課長      | 高橋 良恵 | 道路課長補佐      | 中山 博信 |
| 農林水産課長補佐      | 米山 昇  | 道路課係長       | 高橋 政実 |
| 農林水産課長補佐      | 高嶋 茂樹 | 人事課行政改革推進室長 |       |
| 保健センター長       | 増田小夜子 |             | 東原 博志 |
| 保健センター副センター長  |       | 学校教育課長      | 松井 保  |
|               | 池田 信子 | 学校教育課長補佐    | 上枝 直樹 |
| 保健体育課長補佐      | 石川 浩次 | 情報政策課長      | 大山 利尋 |
| 保育課長補佐        | 清野 賢治 | 情報政策課長補佐    | 角陸 行彦 |
| 教育部次長総務課長事務取扱 |       | 商工労政課主幹     | 秋山 浩一 |
|               | 川田 喜義 | スポーツ振興課長    | 栗田 康市 |
| 土地改良課長        | 大谷 光男 |             |       |

## 6 事務局（庵治支所）

|       |       |      |       |
|-------|-------|------|-------|
| 支所長   | 島野 學  | 管理係長 | 山崎 一公 |
| 支所長補佐 | 黒川 久夫 | 主任主事 | 大石 恭寿 |

## 7 傍聴者 2人

## 会 議 次 第

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### (1) 報告事項

ア 建設計画に係る平成19年度事業の実施状況について

イ 平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目について

#### (2) 協議事項

ア 建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に  
対する対応方針について

イ 庵治町地域のスクールバスの保護者負担額の見直しについて

### 4 その他

#### (1) ケーブルテレビの整備について

### 5 閉会

午後1時30分 開会

## 会議次第1 開会

○事務局（黒川支所長補佐） 失礼します。それでは、予定の時刻がまいりましたので、ただいまから平成20年度第2回高松市庵治地区地域審議会を開会いたします。

委員皆様方には、何かと御多忙中のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

なお、本日は、川曉美委員、嶋野勝路委員が所用のため、欠席されております。

また、オブザーバーとして御出席をいただいております、新上高松市議会議員は、本日、用務のため欠席されておりますことを御報告申しあげておきます。

開会に当たりまして、上北会長からごあいさつを申しあげます。

○上北会長 本日は、皆様方、何かとお忙しい中、平成20年度第2回高松市庵治地区地域審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、委員の皆さんには、建設計画に記載された事業や本地域審議会からの意見の取りまとめにつきまして、大変、御理解、御協力をいただき、また、当局側の真摯な取組みによりまして、本地域審議会もおおむね順調に進められているところでございます。

本日は、建設計画に係ります平成19年度事業の実施状況や平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目についての報告、また、本地域審議会として7月末に提出いたしました、建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針などについて、それぞれの担当部署から御説明をいただくことになっています。

委員の皆さん方には、忌憚のない御意見、また、建設的な御意見をいただきまして、これからの庵治町のまちづくりに反映していきたいと考えておりますので、御協力のほど、よろしくお願いを申しあげます。

以上、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○事務局（黒川支所長補佐） ありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては、本地域審議会に関する協議第7条第3項の規定によりまして、上北会長に会議の議長をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（上北会長） それでは、失礼いたします。私の方で議事を進めさせていただきます。本地域審議会の規定により、私の方で議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行に御協力のほど、よろしくお願いを申しあげます。

本日の出席委員は、本地域審議会の規定に定める半数以上の13名の出席でございますので、本日の会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

## **会議次第2 会議録署名委員の指名**

○議長（上北会長） それでは会議次第、第2、会議録署名委員の指名をさせていただきます。会議録の署名委員は、本地域審議会の名簿順にお願いをいたしております。本日の会議録署名委員には、藤野譲二委員、増田富子委員のお二人をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

## **会議次第3 議事**

### **(1) 報告事項**

#### **ア 建設計画に係る平成19年度事業の実施状況について**

○議長（上北会長） それでは、会議次第、第3の議事に入らせていただきます。

まず、(1)報告事項、アの「建設計画に係る平成19年度事業の実施状況について」、御説明をお願いいたします。企画課からよろしく願いいたします。

○諏訪企画課長補佐 企画課長補佐の諏訪でございます。

企画課長でございますが、本日、他の公務が急に入りまして、代って私の方から御説明させていただきます。それでは、失礼して座らせていただきます。

それでは、報告事項アの「建設計画に係る平成19年度事業の実施状況」につきまして、説明させていただきます。

お手元にですね、A3サイズの資料を3種類配布させていただいております。

そのうち資料1の「建設計画に係る平成19年度事業の実施状況調書（庵治地区のみの事業）」をお願いいたします。この資料でございますが、表の一番左側の「まちづくりの基本目標」、といたしまして、「連帯のまちづくり」から、「参加のまちづくり」までの5つの基本目標ごとに、「施策の方向」、「施策項目」、「事業名」、「19年度事業の実施状況」を記載いたしております。

そして、それぞれの「19年度の予算現額」と、「19年度の決算額」を対比させるとともに、20年度へ繰り越した事業につきましては、その「額」と「事業の概要」を記載いたしております。時間の関係もございまして、逐一の説明は省略させていただきますが、主な事業の「19年度の決算額」を申し上げますと、まず、まちづくりの基本目標の「連帯のまちづくり」では、「知的障害者福祉施設の整備」といたしまして、知的通所授産施設および知的デイサービスセンターの整備、3,650万7千円でございます。

次に、「循環のまちづくり」では、中ほどにございます「合併処理浄化槽設置整備事業」といたしまして、浄化槽助成28基の900万1千円、その下の「庵治浄化センター管理費」といたしまして、2,128万8千円、また、その下の「下水道汚水施設の整備」といたしまして、汚水管工事など、1億592万3千円でございます。

次に、「連携のまちづくり」では、「庵治漁港高潮等関連整備事業」といたしまして、防潮壁の測量設計580万円、それから、「庵治文化館の運営」といたしまして、549万3千円でございます。

次に、裏面をお願いいたします。「交流のまちづくり」におきましては、中ほどにございます「大島港改良事業」といたしまして、護岸改良600万円、そのちょっと下の「ふれあい祭り庵治の開催」といたしまして、900万円の事業補助、その下の「道路改良工事」といたしまして、竹居線および庵治中央線の1,100万1千円でございます。

以上、「連帯のまちづくり」から「参加のまちづくり」までの決算額を合わせまして、総額で、2億4,545万8千円を19年度において、執行いたしましたものでございます。

なお、その右の端の「20年度への繰越額」の欄に記入のある事業につきましては、19年度内の事業の完了に向けて、鋭意、取り組んでまいりましたが、結果として年度を繰り越して、事業の実施を図る事情が生じたものでございまして、予算を20年度に繰り越したものでございます。その総額は、8,294万6千円となっております。

以上で、「建設計画に係る平成19年度事業の実施状況について」の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました「建設計画に係る平成19年度事業の実施状況について」、御質問・御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○議長（上北会長） 増田委員。

○増田委員 あの意見じゃなくて、ちょっと表の確認なのですが、連携で、自然災害対策の推進のポンプ場整備事業のところなのですが、予算現額19年度が280、計280、決算額がゼロで20年度の繰越額ゼロとなっているのですが、これは、決算額が280ですか。多分ゼロというのは、おかしいですね。これは、事業をしてないということですか。

○諏訪企画課長補佐 ただいまの御質問のポンプ場整備事業の予算額280万が未執行となっているという件でございますが、これにつきましてはですね、汐入川ポンプ場の排水ポン

プとか、市管理のポンプ場31か所の排水ポンプについて、順次計画的に排水ポンプのオーバーホールを実施しておるところでございます。

それで、汐入川ポンプ場の排水ポンプにつきましても、19年度において、オーバーホールの実施を計画しておったわけでございますが、突発的に他のポンプ場の排水ポンプが故障したため、やむを得ずですね、その排水ポンプの修理を優先的に実施したところでございます。その汐入川ポンプ場の排水ポンプにつきまして、19年度においてオーバーホールを実施できなかったものでございます。

なお、20年度において、オーバーホールを実施するための予算を計上しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上北会長） 他に。森岡委員。

○森岡委員 森岡です。他にも予算額と決算額で、残が、20年度への繰越額が、数字として出るところが何箇所もあるのですが、そこもゼロ、ゼロとなっているのですけれども、どういふふうな状況でしょうか。

○議長（上北会長） 企画課。

○諏訪企画課長補佐 20年度への繰越額が、ゼロになっておりますものにつきましてはですね、その決算額で所要の目的を達成したと言いますか、単価安とかそういった関係もあるかと思いますが、事業実施をできたということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上北会長） 他にございませんか。

特に無いようですので、（1）報告事項ア「建設計画に係る平成19年度事業の実施状況について」は、これで終わります。

#### **イ 平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目について**

○議長（上北会長） 続いて、報告事項イ「平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目について」、説明を願います。

まず、企画課から説明をお願いし、その後、順次、担当部署から説明をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。企画課。

○諏訪企画課長補佐 報告事項イの「平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目について」でございますが、行政制度の調整について、若干説明をさせていただきます。

高松市と庵治町合併協議会におきまして、庵治町の行政制度等につきましては、それまでの庵治町のまちづくりの歩みを尊重いたしますとともに、合併後における速やかな一体化の

促進と、新たなまちづくりを進める観点から、高松市の行政制度に統一することを基本とする中で、庵治町の住民の皆様へのサービスや住民生活に急激な変化を来たさないよう、経過措置などを設けることを確認し、これまで、経過措置に基づいて、各種事業を実施してきたところでございます。

これらの経過措置の期間につきましては、大半が「合併年度およびこれに続く3年度」となっておりまして、本年度20年度末をもって、その経過措置が終了するとなっておりますことから、これらを整理してお示いたしますとともに、制度によっては、必要性などを勘案し、来年度以降も継続するなど、経過措置を見直すことにいたしましたので、本日、説明させていただくものでございます。

それでは、お手元の資料2と記載しております「平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目一覧」をお願いいたします。

この資料でございますが、左側から20年度以降に経過措置が終了する「協定項目番号」、  
「協定項目」、  
「分類」を記載いたしております。

次に経過措置の内容を示した「調整案」とございますが、これにつきましては、合併協議会で既に確認済みでございますので、案を取っていただいて、「調整」に訂正をお願いいたしたいと存じます。案を取っていただくようお願いいたします。

続きまして、その右横に「経過措置の終了年度」、協定項目を所管する「担当課」、を記載いたしております。

また、右端の欄に「経過措置に係る変更内容」がございますが、この欄につきましては、今回、経過措置を見直す協定項目につきまして、経過措置の変更内容を記載いたしております。

なお、中ほどの「調整」の中ですら、下線を付している部分が、経過措置の内容でございます。また、右横の「経過措置の終了年度」のうち、網掛けをしている部分、これが20年度で経過措置が終了する協定項目でございます。

それでは、経過措置を見直ししました協定項目につきましては、所管しております担当部局からそれぞれ説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上北会長） 順次、担当部局からの説明をお願いいたします。どうぞ。

○増田保健センター長 保健センター増田でございます。よろしくお願いいたします。

2ページの協定項目番号24の10、保健衛生事業のところの妊婦・乳幼児健康診査について、御説明いたします。

合併協議によりまして、高松市の制度に統一すると、ただし、庵治町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査および子ども相談の実施場所については、合併年度およびこれに続く3年度について、現行のとおりとするというふうな調整でございました。

平成20年、今年度経過措置が終了いたしますが、この検診につきましては、21年度は現行のとおりといたしまして、22年度以降において、高松地域全体で実施場所とか実施回数等の見直しを行うということで、21年度につきましては、従来どおり庵治の保健センターの方で行います。ただし、1歳半3歳児検診で、精密検査になった方で、子ども相談においでいただく方につきましては、桜町にあります高松市保健センターにおいて、来年度から実施をすることにいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○秋山商工労政課主幹 失礼いたします。

産業経済部商工労政課、秋山でございます。よろしく願いをいたします。

同じく2ページでございます。上から3段目、24の12、商工・観光関係事業、中小企業指導団体等育成のうち、商工会に対する補助についてでございます。

庵治町商工会におかれましては、本年4月に牟礼町商工会と合併をされまして、現在、高松市牟礼庵治商工会というふうになってございます。

この商工会に対する補助につきましては、合併後も含めまして、本年度20年度まで、現行どおり補助をさせていただいたところでございます。21年度以降につきましては、商工会の合併効果等も踏まえまして、補助金の見直しにつきましては、検討をさせていただいたところでございますが、皆さん御承知のとおり現在、燃油高騰でございますとか、金融危機などによりまして、大変経済状況厳しいところでございます。地域の中小企業にとっても、状況大変厳しいという、そういった状況を踏まえまして、平成21年度につきましては、引き続き現行どおり補助を実施させていただくということにいたしました。

なお、22年度以降の補助につきましては、現在、商工会の方と調整中ということで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上北会長） ありがとうございます。続いて。

○高橋国際文化振興課長 国際文化振興課の高橋でございます。よろしく願いいたします。

資料2の4ページ、協定項目番号24の21、文化振興事業の文化団体の育成・支援事業の項目について、御説明させていただきます。

これは、庵治町文化協会に対する補助でございます。合併時の調整では、高松市の制度に統一する。庵治町文化協会への補助については、両市町の合併に伴う同協会の動向および活動の方向性等を見極め、激変緩和を考慮する中で、その額を決定するものとされておりました。この文化協会補助金については、これまでは、町時代と同額の補助を行ってきておりましたが、今回、町文化協会の事業実施状況などから、平成21年度は、現行の2分の1補助とし、22年度も21年度と同額とするもので、2年間の経過措置期間を設け、23年度以降は、協会の活動状況を見極めて、上限を10万円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（上北会長） 続いて。企画課。

○諏訪企画課長補佐 以上で、報告事項の説明を終わらせていただきます。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました、「平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目について」、御質問・御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

○議長（上北会長） 高砂委員。

○高砂委員 高砂です。

今の説明の中には、無かったですけども、協定項目番号の24の18の防災行政無線、このことについて、お聞きしたいのですが、よろしいですか。

いいのですか。

○議長（上北会長） 構いませんか。

○高砂委員 この中で、調整案、調整の中で、庵治町の防災行政無線については、高松市において、システムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するというふうになっております。このことについては、先般、9月に庵治町の連合自治会の臨時総会がございましたときに、このことについて、説明がございました。今、その防災行政無線は庵治町のシステムで運用しておるのですけども、これがもう遅くとも平成28年までに、高松市の新しいシステムに統一されるというふう聞いております。その中で、今のシステムで、いわゆる聞こえにくい世帯、地域というのが、現在のところ420戸ほどあるようです。その世帯については、一般の無線放送だけでは聞こえにくいということで戸別に子機の設置をいくらかの個人負担をお願いして、設置をしております。その子機がですね、今度新たにその高松市の新しいシステムになってくると使えないというふう聞いておるのですけども、その新しいシス

テムになった場合ですね、当然その子機が使えなくなるとすれば、その今も聞こえにくい世帯については、どういうふうな対応になっていくのでしょうかね。

○議長（上北会長） 関係課。

○岸本市民政策部長 すいません。あの担当部署が来ておるものと思ってたんですよ。後ろにおりませんので、私の方から答えさせていただきます。

あの、防災行政無線は、27年か28年だったと思うのですが、要は、アナログからデジタルに変えなければいかんと。これ必須みたいですよ。そのアナログからデジタルに変わりますと、今、私が認識しているのは、合併町で各々あります家庭内にある子機ですね、これが使えなくなるというのは、ちょっと聞いております。ということは、庵治町のみならずですね、どこでもその問題は起こってくると。それに対してどういう対応をしていくかっていうことは、高松全体の問題になろうかと思えます。それと、高松の旧市のところには、これ屋内受信機っていうのですか、これは置いていません。一つもありません。一つもない中で、屋外拡声機っていうようなもので対応していこうと思っておりますので、庵治町の個々の部分だけじゃなくて、全体の問題になるというふうに認識しておりますので、そのあたり十分検討しなくてはいけないことだと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（上北会長） 高砂委員。

○高砂委員 高砂です。

先ほど、言いましたようにですね、現在、既に庵治町の中で420戸ほどが、子機を設置しておると。先般の臨時総会のときに、今回が最後の応募というか、募集ということで、子機の募集をかけたと思います。その中でいくら何戸の方が、応募されたかちょっと把握しておらんですけれども、少なくとも4百4・50軒の方がそういう立場に置かれておるわけで、それが新しいシステムになった場合ですね、その子機が使えないということになれば何だか方法で、そのそういうシステムに合ったようなですね、設備なりシステムを当然に考えていかんと、これ、もし何かの時に、その防災無線の役割が果たせないということになれば、非常にこの大きな問題になってくるのでないかと思っておりますので、部長言われましたように、全市的な問題ということになろうかと思うのですが、これも大いに検討していただかないかんと、思っておりますので、よろしく。

○岸本市民政策部長 市民政策部でございます。

テレビも受信機が、アナログからデジタルになっていくと、そのときにチューナーか何かをつけるというようなことも今後なっていくと。この宅内受信機がどういう立場になってい

るのか、ちょっとメカ的には、わかりませんが、合併町にあるその宅内の受信機が今の状態ですと、全部無駄になるということになるのかもわかりません。それは、どう対応ができるかというのは、担当部局の方ですね、十分検討するように伝えてまいりたいと思います。

○議長（上北会長） 他に。河崎委員。

○河崎委員 河崎です。今、子機を設置しているのが、4百何戸かですね。子機を設置してなくて、何ですか。いいのですか。だから聞こえていなくて子機を設置したところが、420戸ぐらいですか。聞こえていなくて子機を設置していない家庭もあるのです。世帯も。

現実には、聞こえない地域、世帯がかなりあるということなので、ここへのね、対応もしていただかないと困るなと思ってるんです。以上です。

○議長（上北会長） 部長。

○岸本市民政策部長 屋外拡声機ですか、これを付けましても聞こえないところはあるというのは、旧市の高松のところにもございますので、それをどう対応していくかというのは課題として残っていると、このように思っております。以上です。

○議長（上北会長） 他に。

○高砂委員 高砂です。もう1点お聞きします。

協定項目番号の24の13水田農業構造改革事業ですが、ここに、調整としてありますように、従来庵治町が実施していた景観作物推進事業は、今年度で終了するという事です。

高松市として、平成20年度から新たに水田農業構造改革交付金ということで、景観形成作物とか地力増進作物について、交付されとるというふうに認識しとんですけども、これは、その従来庵治町がやっておった景観形成作物に代わる新しい制度として高松市としては、継続していくということなんでしょうか。

○議長（上北会長） 関係課。

○米山農林水産課長補佐 農林水産課の米山でございます。

旧の庵治町につきましては、町単独で実施しておりました、先ほど言われましたコスモスの景観形成作物の推進事業について、3か年間本年度まで、10アール当たり1万円の経過措置をしてまいりました。

景観形成推進事業の助成につきましては、国の事業であります水田農業構造改革対策の産地作り対策交付金として、コスモス、レンゲ、ヒマワリの作付けに対して、今年度から新た

に10アール当たり5千円が交付されることになっておりまして、この制度をもって、今後は対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上北会長） 他に御質問は、ございませぬか。黒石委員。

○黒石委員 黒石ですけれども。

2ページのですね、24の10で御説明いただきました、こども相談については、21年度から高松市の保健センター、桜町の方に行くということなのですけれども、子ども、庵治町も相当少子化で、子どもも少なくなっている現状なのですけれども、年間、このこども相談っていう子どものですね、歳っていうのが、何歳から何歳までなのかということと、何件ぐらい相談があるのか、相談がないから向こうまで行くのかというちょっとそういうところを、お聞きしたいと思ひます。

○議長（上北会長） 関係課。

○増田保健センター長 保健センターです。

先ほどの御質問ですけれども、このこども相談といひますのは、1歳6か月児の検診、3歳児の検診のあと、まあちょっと気になる子どもさんということで、香川県の子ども女性相談センターの心理の先生がおいでで、相談をしていただくものなのですけれども、19年度につきましては、庵治町が3名の方でした。いうことで実施回数は3回、各それぞれ1回当たり1名くらいの方でしたので、少し遠くはなりますけれども、桜町の保健センターの方においでいただいて、一人の先生がこられて、数人の方が診ていただけますので、そちらの方においでいただきたいというものでございませぬ。

○黒石委員 今までは、1歳6か月検診3歳児検診のあとで、診てもらっていましたがけれども、少ないし向こうへ行くと沢山の方を先生が診られるという利点があるので、桜町に行ってくださいということですね。

○増田保健センター長 そういうことでございまして、一人一人先生が診ていただくのには、変わりはございませぬけれども、先生が半日おいでいただいたら、その中で時間割をして相談を受けていただくということになります。

○黒石委員 はい、わかりました。

○議長（上北会長） 他に。村井委員。

○村井雅子委員 村井です。

先ほどの黒石さんの質問のあとに続くと思うのですけれども、22年以降の市域全体での実施場所等の見直しを行うというところを、もう少し詳しく知りたいのですけれども。

庵治の保健センターでは、もう診てくれないということでしょうか。

○議長（上北会長） 担当課。

○増田保健センター長 保健センターです。

そのことにつきましては、皆様方の御意見等をお聞きしながら、実施場所とか実施回数について、22年度の実施時期までに検討するというようにいたしております。

○議長（上北会長） よろしいですか。

○村井雅子委員 その場所については、各自、葉書等で知らせてくれるのでしょうか。

○増田保健センター長 はい、今も各該当の方には、個人通知を差し上げておりますので、もし、実施場所等変わりましたも、その適切な時期に受けていただくようにということで、個人通知を差し上げる予定にいたしております。

○村井雅子委員 わかりました。ありがとうございました。

○議長（上北会長） 他に。河崎委員。

○河崎委員 河崎です。

最後のページの文化振興事業、変更内容のところ、21年度は2分の1にして、23年度以降は、10万円限度とする、上限とするところなのですが、ちょっと全くわからないので、何で半額にし、そのあとまた、10万円限度とするのか、そのあたりの理由をちょっと説明していただきたいのですが。

○議長（上北会長） 担当課。

○高橋国際文化振興課長 はい、国際文化振興課です。

先ほど説明させていただきましたけれども、これは、高松市の制度に統一するというのが、大原則でございます。て言いますのが、高松市には、分野別を統合した高松市文化協会というものがあります。基本としては、その協会の中で、併せて活動していただく。だけれども、今まで合併町については、町でまとまって分野も越えた活動をされておられるということがあります。それで、合併協議の中では、庵治町の文化協会についても激変緩和を考慮する中で、その額を決定すると。だから、町の協会を全く無くしてしまうというものではございません。実情で言いますと、合併時からこれまで、年額75万円の補助を行ってきております。その補助金の中身を見ますと、市からの補助の他に当然会員の方からの負担金というものもございます。補助金・交付金については、今年度から市の公金として出すものについては、すべて交付先、それから金額等を明らかにすることになっております。そんな中で、庵治町の自己負担金が、いくらになっているかと申しますと、お一人200円という状況にな

っています。これを見ていただいたらその公的な補助金の額に較べて一人200円というものがどうなのかということが、一つあります。

それと実際に補助して活動されておりますけれども、繰越金がかかりでているという状況もございます。実施の内容、文化の活動については、一概に金額の中で対応するということが、縛ってしまうものでないかもしれませんが、その実施の時期であるとか、期間とか規模とか、それから自己負担の方法なども考えていただきたいということがございます。

そんな中で2年間は、実質これからも経過期間を設けますということで、3年目については、一応今のところでは、原則は市の文化協会の中の分野別の活動に統合していただくというのが基本にありますので、金額については、10万円を限度とさせていただきたいと考えているものです。

○議長（上北会長） 他に。平田委員。

○平田委員 平田です。

その今の文化協会のその補助金ですが、文化協会のは、コミュニティの方へは、入らないのですか。別なのでしょうか。

○議長（上北会長） 担当課。

○高橋国際文化振興課長 国際文化振興課です。

ここで申しました現行75万円については、国際文化振興課から文化協会の方への補助ですので、コミュニティとは関係ありません。

○平田委員 はい、わかりました。どうもすみません。

○議長（上北会長） 他に。

特に無いようですので、（1）報告事項イ「平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目について」は、これで終わります。

## （2）協議事項

### ア 建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針について

○議長（上北会長） 続いて、（2）協議事項ア「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針について」、説明をお願いします。

まず、企画課から説明をお願いします、その後、順次、担当部署から説明をお願いいたします。

○諏訪企画課長補佐 企画課でございます。

協議事項アの「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針について」、御説明させていただきます。

資料3をお願いいたします。

この対応調書につきましては、本年5月29日に開催されました第1回地域審議会で提出をお願いいたしました、「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針」を整理いたしましたものでございます。

それでは、項目順に従いまして、それぞれ所管をしております担当部局から、説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（上北会長） 順次、担当課からお願いいたします。

○宮脇公園緑地課長補佐 まず、公園緑地課から始めさせていただきます。

項目番号1、パイロット地区整備事業（竜王山公園の整備）の対応方針でございますが、公園整備区域が、瀬戸内海を眺望できる位置にあることを最大限活かし、周辺の自然景観と調和した休憩所やベンチを設置いたしますほか、現存する耕作道路を活用した自然散策路の整備を予定しております。

今年度から地元関係者の御意見を伺いながら、公園の基本計画の策定に努めてまいりたいと存じます。公園緑地からは、以上でございます。

○高橋国際文化振興課長 国際文化振興課です。

同じく項目番号1の石のさとフェスティバルを同公園内で行えるよう検討ということについての回答でございます。

前回、平成18年度の石のさとフェスティバルは、本市と牟礼、庵治両町の合併記念事業として、庵治町を中心に開催いたしました。今後は、より効果的な事業とするため、事業内容や開催方法を見直ししておりますが、庵治地域の竜王山公園（仮称）での作品製作は、21年度につきましては、公園としての整備が未定のため考えておりません。

御理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

○米山農林水産課長補佐 続きまして、項目番号2番の食育の推進に関しますところの水産業の振興について、農林水産課の方から対応方針を述べさせていただきます。

庵治漁協の底曳網協議会におきまして、毎年6月から10月頃に掛けまして開催しております水産教室におきまして、幼稚園児や小学生などに太鼓の鼻で実施しております地引網漁業の体験学習や、同日行います地魚を試食する体験学習を通じまして、地域水産業の特色や地元水産物のPRと合わせまして、地元産の魚の食育の推進に努めております。

また、毎年1月の上旬に、庵治漁協のいきいき日曜施設で開催しております新春あじっこ市場におきましては、水産物のほか農産物、石材加工品など、庵治の特産品を販売いたしております。地域振興に努めておりますので、今後ともこれを継続していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○増田保健センター長 保健センターです。

保健センターでの取り組みについて、御説明をいたします。

漁連や市場まつりからの要請等によりまして、魚の利点とか調理等についての講習会に栄養士を派遣するなどしております。

また、ライフステージ別に地元の食材、例えば、さわら、かき、ちりめんじゃこ等を使った健やかメニューの紹介を行っています。今後も高松市食生活改善推進協議会と連携を図りながら、地元の特産品の特色等を含めた食育の普及啓発をしていきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○石川保健体育課長補佐 保健体育課でございます。

同じく項目番号2のうち、学校給食に地元の特色のある食材を活かせるシステムづくりについてでございます。

学校給食においては、ハマチ、小えび、のりなどの県産水産物の使用拡大に努めております。

また、本年度から給食物資を長期的、計画的に調達し、地場産物の活用推進を図るため、農産物については、生産者、流通業者と協議を行っておりますが、今後、水産物についても同様に生産者等と連携し、一層の使用拡大を図ってまいりたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○村上地域政策課長 地域政策課の村上でございます。

項目番号3の地域医療体制の充実（AED自動体外式除細動器の増設）についてでございますが、幼稚園・保育所の部分につきましても合わせて回答させていただきます。

まず、高松市内の支所の方に、AEDの設置を検討してまいりたいと考えております。

また、各コミュニティセンターへのAEDの設置につきましては、現在、そのコミュニティセンターが、その指定管理者制度ということで運営しております関係上、直ちに市として直接設置することは、困難ですけれども、地域の自主防災活動の一環として、また、地域自らのまちづくりの視点の中で、地区内の設置箇所や、管理運営面にも考慮しながら、設置で

きるところから、順次、取り組みを進めていただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

また、幼稚園、保育所への小児用のAEDの設置につきましても、地域全体の中で検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○高嶋農林水産課長補佐 次に、農林水産課の高嶋です。よろしくお願いいたします。

項目番号4番、創造の森の駐車場整備でございます。

現在、入り口付近に3台程度確保しておりますが、利用者が多い場合は、大谷川の対岸にございます市有地を第2駐車場として考えています。

現地は、土嚢の配布場所となっておりますが、土が積まれ、駐車場と確認できない状況でございますので、地元住民や関係機関と協議し、駐車場としても利用できるよう検討してまいりたいと存じます。

また、少し離れてはおりますが、丸山親水公園の駐車場を第3駐車場として、利用していただければ幸いかと存じます。よろしくお願いいたします。

○大谷土地改良課長 土地改良課の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

5番、自然災害対策の推進（ため池の防災対策）でございます。

日常的な点検・管理につきましては、本市ため池管理マニュアルによりまして、定めておる地震に対しては、一定規模以上のため池について、震度4以上で管理者等によります緊急点検を実施することになっておりますが、庵治の大池・双子池につきましては、震度5弱で緊急点検を行うこととなっております。

ため池の地震に関する現況調査につきましては、現在のところ県下では、実施されておりませんが、県および土地改良区等と連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山田道路課長 道路課の山田でございます。よろしくお願いいたします。

項目番号6番、道路の整備の対応方針でございますけれども、市道才田谷線の整備につきましては、市道北山線の交差点から浦工務店さんまでの区間の実態調査などをし、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、屋島線、高橋の整備に付しましては、19年度に実施した交通量調査において、高橋を通過した車は、その多くが屋島地区の相引川北側沿いの市道を通っているという結果がでております。この地区の交通の円滑化のためには、高橋の整備のみならず、この地区の交通対策を講ずる必要があると考えております。

このため今後、これらの課題や国や県の補助制度の活用など、整備手法も含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○東原人事課行政改革推進室長 人事課行政改革推進室でございます。

項目番号7、行財政運営の効率化と支所等の機能整備についてでございますが、地域の行政組織と本庁機能のあり方を検討するために、全庁的な検討組織を設置することといたしております。その中で支所・出張所の機能・権限についても検討することといたしております。以上でございます。

○議長（上北会長） どうぞ。

○諏訪企画課長補佐 ただいまの説明で、協議事項アの「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針について」の御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました、「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針について」、御質問・御意見等がございましたら御発言願います。

○議長（上北会長） 森岡委員。

○森岡委員 項目番号4の創造の森の駐車場についてですが、対応方針はよいと思いますので、駐車場案内の看板を設置していただけたら、利用しやすいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上北会長） 担当課。

○高嶋農林水産課長補佐 農林水産課でございます。

今の御意見を踏まえて、駐車場の看板等の、今現在あるのですが、その書き換えとか、現地に駐車場看板を立てるとか検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上北会長） 他に。黒石委員。

○黒石委員 はい、黒石です。

庵治地区、1ページの7のところなのですが、出張所とか支所に対してのその権限については、検討することとしていますというところがあるのですけれども、実は、急にですね、どうしてもコミュニティの中の公民館でですね、現在、日曜日、土日っていうのが、保健センター、庵治の保健センターが、職員が張り付けでなければ使えないということで、食育のこととか、そういうふうなことを、小学校の子どもの、今回も明日からあじっこのつ

どいっていうのの準備があるのですが、冷蔵庫が壊れておりまして、そして、小さい話のようなのですが、とっても大切なことなので、冷蔵庫が壊れているのでは、どうしても衛生面でも困るしということで、館長さんの方にお問い合わせしましたところ、直接住民の声を言ったらどうですかということで、お電話を高松市の方へ電話をいたしました。そうしますと、予算が来年付いてから買いますという、買う予定にいたしますというふうな答えをいただいたのですが、本当に調理実習していくうえで、それで私は、じゃ、もし食中毒があった場合、私の方から尋ねますけれども、どういうふうに対応すればいいのでしょうかねということ、お聞きしたのですが、お金が、予算がないので、今年度はだめなのですと、来年度ってということになりますと、本当に困りますので、是非ともこういうですね、合併したときにある程度庵治町も沢山のお金を高松市に持っていっておりますので、まあはっきり言いまして、そういう緊急になったときには、補正予算とかそんなものもないのでしょうかと思って、私、ちょっと腹が立って、そんなに貧乏だったのかなと思ったのですが、そこらのところは、緊急性を要する特に食中毒とかそういう踏まえて、どうすればいいかというのを、ちょっとお聞きしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（上北会長） 回答できる課がございましたら。

○黒石委員 庵治町の公民館の冷蔵庫が、壊れております。

○議長（上北会長） 平田委員。

○平田委員 すいません。これはね、生涯学習課になるのですよ。それでね、私たちも困っているのです。すぐ目の前に子ども合宿が入るのですよ。一泊どまりの、自分で自炊する予定が入っているのですが、館長さんも困って、どこか冷蔵庫ありませんかと言われたので、私、小さいのがあるから、それを持って来ますとは言ったんです。困るんです。あくる日の午前の朝の朝食の分まで買い置きしなくてはいけないのですよ。子どもさんたちが。それで、もうどうしても冷蔵庫が必要なのです。それで言ったら来年の予算でないと買えないと言うのです。ですから、急遽どこかにありませんかと聞かれたから、そしたら、うちに、小さいのがあるからそれでも持って来ますと言うんです。困るから。

それともう一つなのですが、保健センターのほっとぴあんの方にあるのですよ。一つ。それは、今は使っていないのです。そういう空いている冷蔵庫を持ってこれないのですか言うたら、課がちがうからだめなのですと言うて。それ使えるものは、有効に使ったらいいと思うのですが。それもそちらの方で、回答お願いしたいのですが。

○議長（上北会長） 何か、内部的な問題ですけど。

○岸本市民政策部長 十分な回答できるかどうかわかりませんが。

公民館活動の中で必要な冷蔵庫が、壊れた場合には、早急に対応するのが筋だと思います。それが、どこまでの情報が、どう動いているかというのは確認できていませんが、普通は、そうだと思います。それと、違う部署で余っている分を使ったらいいのではないかと、これもごもつともな話です。それは、課が違うといっても課長同士が話せば何とかかなかなという気はします。担当同士になりますとですね、なかなかそこまでは言えないのかなと、だけれど、あそこにこういうのがあるというのが、わかったらですね、逆に、おっしゃっていただいたらと思います。あそこにあるから、持って来たらどうってことを、おっしゃっていただいたのだと思いますけれど。そのあたり、支所に限らず役所中のいろんな物品、それから情報、これらをどうやったら有効に活用できるかというのは、私どもとしても肝に銘じてまいりたいと、このように思います。たちまちの話しにつきましては、保健センターの分、持ってこれるかな。

○議長（上北会長） 備品台帳の関係もあろうかと思いますが、返事できる範囲で。

○増田保健センター長 私どもの方では、そのお話は一切お聞きしておりませんが、もしお申し出がありましたら、検討させていただいて、ずっとというわけにはいきませんが、取りあえず次のが来るまでということ、可能かと思しますので、またお申し出をいただいたら検討させていただきます。

○岸本市民政策部長 いや、もうこの場で受けたのだから、それを検討してよ。ね。

○議長（上北会長） 先ほどの件は、一応結論は、申し出があれば、できるということですか。それぞれ備品の管理者の関係があろうかと思うのですが。管理者同士でですね、話して、直ちに市の規定の中で、融通できるということで、解釈、質問者にそういうような回答をしたというふうに理解していいのですか。

○岸本市民政策部長 はい。それについて、早急に御返事したいと思います。

それで、よろしくをお願いします。

○議長（上北会長） わかりました。

○議長（上北会長） 増田委員。

○増田委員 増田です。

項目番号1のパイロット地区の整備事業なのですけれども、この中で、今年度から地元関係者の意見を伺いながら、基本計画の策定に努めていきますということなのですけれども、どの程度進んでいるのでしょうか。基本計画というものが、どういう形なのか見せていただ

いてないので、わからないのですけれども。ちょっとわかる範囲で具体的に御説明いただけたらと思います。

○宮脇公園緑地課長補佐　公園緑地課です。

基本計画の策定につきましては、約2、3週間前、やっと業者が、コンサルタントが決まった段階でございまして、今、コンサルタントに基本計画の案を提出するように指示をいたしております。案が提出されしだい地元での説明会を開催いたしまして、2回ほど、そして、御意見をいただきながら年度末の事業計画策定に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（上北会長）　他にございませんか。

無ければ最後に、私の方からちょっと質問させていただきます。

7番の行政運営の効率化と支所等の機能の整備でございしますが、対応方針のなかで、それぞれ本庁の機能のあり方を検討するため、全庁的な組織、検討組織を設置することとしており、その中で支所・出張所の機能・権限等についても検討することとしていますと、こういうような対応方針なのですが、これ文章的には、いつから検討してですね、いつごろ結論を出すのか、各支所にですね、それぞれの権能を与えるとか、そういうことをですね、後ろ送りすれば、何年でも2年でも3年でも後ろへやれると、担当課が行政改革推進室であればですね、どういうことで、一応、全庁的にいつ何年度を目標にですね、やるかとか、そういうところの御返事がいただけるので、このままでは、これいつやら、これべたべたで、わからんから、庵治町も要望事項として出しておりますので、一応、何年度を目標にですね、検討して一つの結論を出すのだという御返事がいただけるのであれば、よろしく願いしたらと思います。

○東原行政改革推進室長　行政改革推進室でございまして。

全庁的な組織、体制といたしまして、プロジェクトチームを現在考えておりまして、現在、その設置の根拠となります設置要綱等につきまして、最終的な取りまとめをしておる段階でございまして。それができたら、プロジェクトチームを立ち上げて、検討に入るということで、今考えております。具体的には、20年度中には、プロジェクトチームを立ち上げて、スタートしていきたいとは考えております。そのプロジェクトチームのなかで、いわゆる支所におきます事務の範囲とか権限とか、あとどういった組織がいいとか、そういったことを、全庁体制のなかで検討していきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（上北会長）

再度、お聞きするようになるのですが、そのプロジェクトチームを立ち上げて検討するという事は、わかるのですが、そのプロジェクトチームがどの程度掛けてですね、一つの結論を出さず予定なのか。これは、検討すれば1年でも2年でもなんぼでも後ろへ送ればできるので、一つ行政改革推進室の方ですね、これを目途だというような線があればですね、そこら辺を公にしてもらっておけばですね、それぞれ各合併町のそれぞれ支所においても、何年度にはこういうことができるのだという期待感も持てると思うのです。

今現在、そういうことを各支所で要望を聞いておりますので、それぞれ一つのその結果が出るのかというようなですね、プロジェクトの検討、プロジェクト本当に難しいからいいながら先送りすれば2年ぐらいいは、すぐそのプロジェクトを後ろへ送る場合がありますんで、21年度ですね、一つの結論見て、22年度は全庁的にやれるのかどうか、そこらあたりの御返事ができるのであれば、お願いしたらと思います。

プロジェクトを20年度に立ち上げるのは、わかるのです。そのプロジェクトが検討したものをですね、いつまでにそのプロジェクトが一つの結論を出して、それに向けてやるのだということで、非常に難しいことが中に出てくればですね、これ難しいがとか、あるいは、それではいかんでないかとか、政治的な考えも入ったらしたらですね、順々、後ろへ遅れてですね、各支所がですね、皆それぞれが、要望しておったことが、庵治だけじゃございませんけれども、各会長さんあたりを聞くと、やはりそういう機能の権限強化、支所の権限強化ということ、望んでおりますので、ある時期を目途にこういうことを、やるのだということですね、御返事いただけるのであれば、いまの御返事いただいとんであれば、プロジェクトはできると、20年度、ほんだけど、そのプロジェクトが一つの結論を出して、こういうふうに進めていくのだというプロジェクトの検討期間というのは、お話のなかには無いわけですから、まあいったいこれいつまでプロジェクトというのは、検討するのかなということもあれですので、1年もあったら十分できると思うと僕は思うのですけどね、全庁的な検討であっても、それぞれ権限や機能、決裁権なんかも考え合わしても、1年もあればやはり22年度ぐらいいは、それぞれやれるのでないかなという僕は期待をしておるのですけれど。

最低限それぐらいいは、目途が着くのかどうか、御返事ができるのであれば、お願いしたらと。

○東原行政改革推進室長 行政改革推進室でございます。

ただ今の議長さんからのお話ございましたように、プロジェクトチームを立ち上げて検討するというところで、いつまでにと、具体的なその目標といたしますか、年度について、いくなのですけども、検討内容によれば、ちょっと時間を要するようなものとか、地元の方とお話しとか、いろいろと進めていく必要があろうかと思っておりますので、この場でちょっと何年までにとというのは、私の口からはちょっと申しあげられないのですけれど、早い機会にある程度の方向性は、プロジェクトチームでまとめていきたいというふうには、考えております。

○議長（上北会長） わかりました。

それでは、他に無いようですので、（２）協議事項ア「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見に対する対応方針について」は、これで終わります。

### **イ 庵治町地域のスクールバスの保護者負担額の見直しについて**

○議長（上北会長）

続いて、（２）協議事項でございますが、イの「庵治町地域のスクールバスの保護者負担額の見直しについて」、説明をお願いいたします。

担当部署からお願いをいたします。

○松井学校教育課長 失礼します。学校教育課です。

庵治町スクールバスにおける保護者負担額の見直しについて、説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料をご覧くださいと思います。

まず、1番目の庵治町スクールバスに係る合併協議事項でございますが、庵治町で実施しているスクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぐとされております。

2番の保護者負担額についてですが、その下の表に示してありますとおり、自治会、学年および登校か、あるいは、往復になる登下校かで、負担額が異なる料金体系となっております。

次のページとして、閉じ込んであります地図を開いてご覧いただきたいと思います。その地図のちょうど真ん中から少し左よりに、青色のマーカーで印を付けているところが、庵治幼稚園および庵治小学校でございます。それから、それぞれ黄色でスクールバスの路線を示してあります。また、赤色でそれぞれ児童の昇降場所をそれぞれマーカーで、これも示してあります。それが、今の現在の状況として、ご覧いただきたいと思います。

続いて、1枚目の方へ戻りますけれども、3の利用人数につきましては、幼稚園児が11名、小学生が28名の合計39名が利用しております。

4の保護者負担額の見直しでございますが、本市におきましては、スクールバスを運行する際の保護者負担額を統一しようとしておりまして、運行に係る経費等を考慮して、登下校、園の場合は、一律に月額1千円、登校・登園のみの場合は、一律月額5百円としたいと考えております。

地図をもう一度ご覧いただきたいと思っております。先ほどお話しいたしました、児童の昇降場所である赤でマークしているすぐ横あるいは、すぐ近くの所に、児童の人数分、欄を作って、それぞれ現行の料金を示してあります。それぞれその昇降場所別に、現行の表が左側、そして、今申しあげた一律千円あるいは、5百円とする額を同様に矢印で示したうえで、その右側に改めて、見直し額としての額を記入して表にして、位置をそこに示してあります。

庵治町のスクールバスの運行に係る経費は、園児および児童一人当たり月額6千3百円程度となってございまして、そのうち最低限のご負担をお願いしたいと考えているものでございます。

また、その地図の右下にあります高尻地区についてですけれども、高尻地区の小学校1、2年生については、合併以前から無料で運行してございましたけれども、今回、全市的に一律に負担をお願いするために、高尻地区1、2年生につきましても、有料とさせていただきたいと考えております。

なお、今後、保護者および地域の方々の御理解を得たうえで、実施時期につきましては、平成21年4月1日としたいと考えております。なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました、「庵治町地域のスクールバスの保護者負担額の見直しについて」、御質問・御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○議長（上北会長） 高砂委員。

○高砂委員 高砂です。

私は、この件が今回のこの審議会の協議事項に上がってくるというのが、どうも腑に落ちないのですが、というのが、確かに10日ほど前でしたかね、新聞報道で市議会の教育民生調査会で、こういう説明があつて案が示されたと、というような報道はございました。

ここ連日、各地区で審議会も開かれておるようでして、香南町でしたか、香南町もこのことが提案されたというふうな報道もあったわけですが、先ほどの説明の冒頭にありまし

たように、庵治町のスクールバスについては、現行のとおり引き継ぐということで、合併協定がなされているわけで、それが、その審議会なり住民なりに全然そのこういうことについてのなんらの事前の話もございませんし、そういったなかでいきなり出てくるというのが、どうも私は、腑に落ちないのですが、まず、その経緯について御説明いただけたらと思います。

○議長（上北会長） 担当課。

○松井学校教育課長 これにつきましては、まずあの市としての意思として、あるいは、方針として、まず、市庁内で検討いたしまして、そのあと市議会の教育民生常任委員会の調査会の方で、こういった形でそれぞれの地区・地域に説明なりあるいは、市の方針として御理解を求めるということで、よろしいでしょうかということ、市議会の調査委員会で説明をさせていただいております。そのうえで、こういったそれぞれの、今日でありましたら、庵治地区の地域審議会に掛けさせていただいて、審議会の御意見を伺う、更にそのうえで、さきほどの説明の後半にもありましたとおり、そのうえで、保護者あるいは、関係している方々の御理解を得たうえで、実施をしたいというふうに考えておるわけです。

○議長（上北会長） 高砂委員。

○高砂委員 市議会の教育民生委員会調査会で説明をされたということは、わかるのですが、その今日の前段でございました報告事項のなかでも、経過措置が終了するものについては終了していくわけですね。平成20年度なり22年度なりで、終了するものは終了していくと、ただしこのことについては、合併協定によって庵治町のスクールバスは、現行のとおり引き継ぐというふうに約束がなされておる訳でしょ。まさかこの話が庵治町の方からこういう話が出てきた、湧きあがったものではないと思うんです。庵治町のものから見ればですね、一方的に市側の方からそういう話が出てきたのじゃないかと、いうことになるのじゃないですか。だから、その今さきほどの説明のなかに、ございましたけれども、高尻地区の1、2年生についても一律500円ですか、ご負担をお願いするというようなことですが、その庵治町がスクールバスを運用しだしたというのは、元々、その高尻地区には分校がございました。その分校を閉校するにあたって、スクールバスを運行したという経緯も御存知や思うのですが。とすればですね、その方たちまでもその一律に御負担をお願いするというのは、ちょっとその当時の経緯から言って、あまりにも飛躍し過ぎるのじゃないですかね。それも含めてですね、再度お考えいただきたいと思います。

○議長（上北会長） 部長。

○岸本市民政策部長 市民政策部でございます。

この件につきましては、先ほどもありましたように、塩江、香南、庵治ここでいろいろ議題になっております。合併協議の内容がどうかというのは、若干ちょっとずつ違うところありますが、庵治町につきましては、現行どおり引き継ぐと、これが合併協議でございます。

その合併協議に基づいて、引き継いできたというのが現状でございます。それについて、こういうような考えかたで、高松全体のことを考えると、こういうことをやっていきたいのですけれども、いかがでしょうかという提案をさせていただいているというふうに考えていただきたい。よく聞く話がですね、もう全部決めた話を持ってきて、なんだってというような捕らえかたをされるのですが、市としますと、若しくは、組織としますと、ひとつの考えかたというのは、意思決定をしたうえで、でない相手方、若しくは他には出していけないと。これは、普通だと思います。従いまして、先ほど教育委員会からもありましたように、三つの地区について、こういうような話で持っていきます。これは、一応、意思決定はしております。そのうえで、調査会、それから地域審議会、それから報道にも出し、そのなかで御意見をお伺いするということになっていきます。

また、地域審議会の立場としますとですね、市長に意見を、意見書を出すという機能もあろうかと思えます。そのあたりを考えますとですね、こういう提案があった、それに対して審議会総意として、こういうふうに思うというのは御意見として出していただいて結構かと思えます。それを、市として受けとめて、どういうふうに考えるか、最終的には、予算になります。その予算の時にどうするかというのは、市としてもう一度考えるということになるかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（上北会長） 高砂委員

○高砂委員 今日、これ提案されたわけで、私も端から、この話、反対とかいうことじゃないのですが、少なくともここに至る経緯ですね、経緯というのかこういう事情があつてこうなりますよと、いう説明は十分していただかんと、他の委員さんも勿論そうだと思うのですが、他の委員さんの御意見も十分聞かないといかんと思いますが、そのうえで、やはり庵治地区の審議会としての意見を出していくべきじゃないかなというふうに思っていますので。

○議長（上北会長） 市民政策部長。

○岸本市民政策部長 そとへ出していったのは、調査会、それから地域審議会、それと報道に流れております。ただ、保護者の方には、まだですよ。保護者の方にお話をする前です。やっぱり地域審議会なり調査会にお諮りして、そのあとで、その手順というのは、必

要かなと思っております。従いまして、今後、保護者の方にもこういう理由で、こうするのですという説明はさせていただきたいと。そのうえで、地域審議会として、どう考えるのかというのは、その段階で結論出させていただいて結構かと思えます。そういう手順にはなるのかなというふうに思います。以上です。

○議長（上北会長） 他に、河崎委員。

○河崎委員 なんか、今、聞いていたら、意見を言えればいいという程度のもの、そういう扱いをされているのかなあとは思うのですけども、市長に意見を言えますよというね。審議会がね。

このスクールバスの保護者負担の件につきましては、現行で皆さん納得して、負担されて運行されているわけです。協議事項としては、現行どおりにするって言っているのをですね、あえて変更するのだったら、現行のこの負担額が、どう不合理であるか、市側が提案する側が、どう合理的なのか、非常にやっぱり克明な説明がいると思うのです。

それと、あと免除の制度とかね、こういう細かいところまでちゃんと詰めた形で出していたかかないと、その理由も含めてね、これこうするでっていうのだけ出されたのではね、審議会の方は、はいはいって住民に、負担する人をほっといて、はい言うわけにはいかんです。

それともう一つ、その審議会での総意としてね、反対ならこの案は、現行に戻るわけですか。

○議長（上北会長） 市民政策部長。

○岸本市民政策部長 総意としてなった場合にどうだということについて、私、今ここで言う権限は、ございません。従いまして、段取りとしたら、こういう提案をしたと、それに対して審議会として、御意見をいただくという手順にはなるだろうかと。その結果、どうだというのは、その次の話になります。

○議長（上北会長） 増田委員。

○増田委員 増田です。

先ほどの話なのですけれども、いきなりここで出されまして、一律千円っていうのも納得いきませんし、こういう今までの無料の方が、いきなり千円っていうのも御父兄の方もほとんど納得いかないと思います。しかも実施日が、21年の4月1日って、もうこの春ですよ。それを、どう保護者に納得していただくかということも、これは本当に無理なことだと思います。ですからこれ実施日は、これはどのように決まったのかということも疑問ですし、もっとこの金額に関しても、距離に対しての金額にするかとか、いろいろそれは、案がある

と思います。ですからもう少しこれは、審議する必要があるのではないかと思います。どうなのでしょうか。

○議長（上北会長） 担当課。

○松井学校教育課長 学校教育課です。

まず実施日につきましては、先ほど説明のなかで、出させていただきましたとおり、とにかく本市高松市としてスクールバスという形で運行しているのは、現在のところ塩江町、香南町の保育所バスがございます。それとこの庵治町で運行している小学校の児童および幼稚園の幼児を乗せている幼稚園バスおよび小学校の方のスクールバスということになっております。

市としてスクーバスを運行する際に、保護者の負担をやっぴりいただくというふうなことで、方針・方向として保護者負担をしていただくということで、今申しあげた庵治地区のスクールバスを含めて、旧合併町である塩江町、香南町そして庵治町のそれぞれのスクールバスで、負担をしていただきましょうというのがありました。

その際に、2番目にそのいわゆる運行のそれぞれ負担をしていただく額なのですけれども、額の根拠といたしましては、今現在、運行されている庵治地区のスクールバスの金額というものを、大きく参考にさせていただきました。

もうひとつは、勿論それぞれの例えば庵治地区の現在のスクールバスにつきましては、それぞれバスの維持費、あるいは人件費等運行に必要な経費を算出いたしまして、それを今現在利用している児童数、幼稚園、小学生の数を足しましたら、39名ですけれども、その39名で割りましたら、ひとり月額約6千3百円という数字が出てきました。これは、同じように香南でもあるいは、塩江でもそういった形で算出をしてみました。少ないところで、2千円から3千円の額、多いところでは、やはり一人当たりの必要額っていうのが、8千円近くになっている地区のスクールバスもございます。勿論庵治地区のスクールバスについては、料金ということではなくて、寄付というふうな形、意味合いでいただいているということも実はお聞きしております。

さらに、この高尻地区の高尻分校がいつまであったかということをお聞きしましたら、昭和46年の3月末まで高尻分校があった。さらにその高尻分校には、1年生と2年生が在学していて、3年生になりましたら、いわゆる本校である庵治小学校へ通っていた。そんな経緯があってスクールバスが運行された際には、庵治のなかでその高尻分校に通学していた小

学校1年生や2年生については、無料にするというような経緯であるということも勿論承知しております。

当時のこのスクールバスのそれぞれの昇降場所、あるいは学年によっての額なんですけれども、これもお聞きしてみましたら、当時の路線バス、路線バスで通学しているお子さんもおられたということで、その当時の路線バスを利用して通学していた児童の料金と、この運行することになったスクールバスとの、この場合寄付金ということ、寄付という金額になったといういまお話いたしましたけども、その料金とが、あまり格差があってはいけないからということで、このスクールバス運行する際のこの現在の料金表については、そんなことを考慮して、決められたというふうにも伺っております。

ちょっと話が長くなっていますが、そんなわけで、いま一応、高松市の方で運行する際のこの金額につきましては、保護者負担額につきましては、それぞれの運行する際に経費としてどれだけ一応掛かっているのかということと、あといま現在既に運行されている庵治町のスクールバスの料金といったものを参考にさせていただいて、市としては、負担していただく額としては、あまり多くても少なくてもということで、まあ妥当なところではないかということで、往復の場合には、一律で千円、片道の場合には、一律500円という方向、案として考えているわけです。

先ほど話のなかでも出ていましたとおり、提案をさせていただいたということで受け止めていただいて、いろいろ御意見をいただきたいなと思っております。

ただ、今後の方向として、教育委員会学校教育課といたしましては、無料で運行している高尻地区の1年生2年生は、現在4名おります。世帯数でいうと3世帯と聞いております。その3世帯の方々のところへは、まずお伺いなどして、御説明と御理解をまずいただいきたいなと考えております。勿論、それと同時期にあるいは、同じようなときにこのスクールバスを利用している幼児・児童の保護者についての説明会等も考えております。

以上でございます。

○議長（上北会長） 他に。黒石委員。

○黒石委員 いま御説明をお伺いしまして、納得するところやら、ちょっと納得いかないところとかあるのですけれども、私自身高尻地区ですって、ですから分校に2年間、その先ほど言いました46年からスクールバスと言われたのですけれども、2年間分校通いまして、大体、山越えて8キロのところを毎日小学校3年から中学校下りるまで、歩いてその当時は

自転車通学ありませんでしたので、3年生からほとんど毎日歩いて山越えて通学いたしました。

子どもたちが世話になり孫も世話になって、スクールバス今利用しているのですけども、どうでしょうかね。というところが、ちょっと複雑な心境もあるのですけどもね。いろんな流れのなかで、そういう廃校になると同時に、初めはこの学校に近いところの児童までは、乗せてなかったのですけども、順々と児童が少なくなった関係で、全体的に乗りましょうということ、半島ずっと回って皆さんが乗っていくという状況になったのですけども、こちら一律千円がいいのか、どうなのかということも、もう少し検討課題があるとは思いますが。はい。

○議長（上北会長） 河崎委員。

○河崎委員 河崎です。

幼稚園はともかくね、小学校というのは義務教育ですから、教育の機会均等っていう趣旨にとって考えれば、同じ小学校へ通うのに交通費が掛かる。掛かることよりは掛からない方がいい。そういうね、実態を僕は改修したいと思うので逆に、こんなもの無料でね、通学バスなんていうのは、行政がやっぱり出すべきです。

この案に関しては、一回持ち帰って、再検討願いたい。ゼロにするっていう立場でね、考えていただきたいのです。要するに、小学校が少ないから何キロも歩かないかん子がでてくるわけでしょう。昔ね、分校があったところも、いま無くなってきているから。それはそれでやむを得ないと思うのですけどもね。ただやっぱり、同じ条件で義務教育を受けられるという点で、再考願いたい。

○議長（上北会長） ある程度意見も、他に先ほど発言された意外に誰か御発言ありますか。

無ければですね、一応、審議会に諮問されたような形になってございます。庵治町の地域審議会としての結論というのをどうするかと、出すとすればいまの意見を聞いておりますと、ほとんど手続上とか、いろいろ審議会での過去の合併協定等によって決められた事案・事項そういうことを考えますとですね、だいたい賛成というような御意見は、全く聞かれないという状況でございます。

さて置き、庵治町は従来からですね、こういうように有料制をとっております。一時高尻分校は無料としても、私も先般、香南町の審議会、塩江町の審議会の様子を新聞で、四国新聞ですかね、読んでみたわけですが、塩江町には全くこの問題が出てなかったと、書かれてなかったですね。市の調査会の関係は事前にですね、発表されておったと、そうすれば父兄

が四国新聞を読んだ方がですね、また金が変わって有料化されるのかなというイメージ、高尻地区は無料というような表現も書いておりましたけれども、非常に庵治町としてですね、全般的な意見としては、みんな適当でないという意見が私は多いような、今日の会合では思います。

しかしさりとて、3町、塩江町、香南町、庵治町ということで、この3町の問題だろうと思うのですが、2町については保育所とかなんか、それが無料になっておるということで、それを有料化するのだという建て前論があるようですが、庵治町はそういったような無料というのは、根拠があつてずっと無料にしておるわけで、さりとて、庵治町が率先してですね、いまの現状の皆さんの意見を聞いた段階でですね、OKという、無論、関係者、負担する関係父兄との説明もまだなされておられませんので、庵治町としては、私は、塩江町や香南町、その結論がどう出るのか、無料サイドがですね、有料で結構ですということで、出た結果も踏まえながら地元の関係者への御説明をお願いしですね、説明会をもっていただく。それというのも、例えばいままで470円だった方が千円になるとか、安くなる人もおりますけど、上がる人もおると、ほんだら利益を受けるものと、よけ出さないかんようになって非となるものと、これ両者いろいろ受益者の関係の金額が変わっておりますので、十分に地元の関係者をですね、呼んでいただいて、説明会をしていただいて、御納得をいただければですね、それが一番いいのではないかと。

我々審議会の方としては、過去の合併の協定項目からいえば、やはり適当ではないと、庵治町は従前どおりを継承するということは、従前どおりの料金でスクールバスを運行してもらいたいというのが、やはり皆さんの最終的な意見ではないかと思えます。

ですから、審議会として結論は、今日のところは、先送りと、結果がどうだということについては、先送りという結論にさしていただいた方が、いいのではないだろうか。

他のところがはっきりと決着が着いていないのに、庵治だけが率先してですね、庵治の審議会はこれOKですというわけにも、私も会長として、そういうところへ、そうですねと行ってから、皆さんを説得するわけにもいきませんので、そういったことで御理解を願えたらと。関係者への説明もするというですから、した結果を踏まえうえて、塩江町それから香南町もこういう有料化になったといえれば、庵治町が率先して有料化の町だったのだから、ほんだら無料のところが全部有料化になるのであれば、それはもう従わざるを得んと思えますけれども。

そういったようなことで、今日は、是か非かという諮問事案について、OKか非かということについては、結論を先送りするというので、置かしていただいた方が、この案件が終わると思うのですけれども、それで皆さんこの意見でよろしいですか。委員の皆さん方。

○議長（上北会長） はい。委員の皆さんもこれでいいということですので、ひとつそういったことで、結論は先送りをさせていただくと、他町の様子も見ながら、また、且つ父兄の御理解を得た時点で、われわれとしても、それはもうその時点で、父兄の御理解を得て皆さん結構ですよ言うたら、われわれは結論さて置いとつても、そっちの方を優先して関係者の結論を優先していただいたら結構です。また、審議会に再度こういうふうになりましたという、僕はもう説明はいらんと思います。受益の関係者がですね、よろしいですよ全員さんが、そういうことの意味であれば、そのまま審議会にこうなりましたという報告も、さりとて、ちょっと報告ぐらいは、してくれたらいいけれども。あんまり。

○増田委員 報告はいると思うのですけど。

○議長（上北会長） やっぱり報告はいるそうです。ほんだら結果はですね、また、ご父兄の結果は、また御報告をお願いいたします。

そういうことで、この案件については、一応結論を先送りするという形で、結果を出していただきたいと思いますので、皆さんもそういう意見で。それで、構いませんか、市側の方は。

○岸本市民政策部長 私どもとしても、御意見をお伺いするという立場ですので、この場で結論を出してくれと、いいやそれちょっと待ってくれというのは、想定できるかなと思いますので、結構でございます。

○議長（上北会長）

それでは、一応特に無いようですので、（２）協議事項イ「庵治町地域のスクールバスの保護者負担額の見直しについて」は、これで終わります。

○議長（上北会長）

以上で、会議次第、第３、議事（１）報告事項および（２）協議事項は、終了いたします。

#### **会議次第４ その他**

##### **（１）ケーブルテレビの整備について**

○議長（上北会長）

次に、会議次第、第４の「その他」ですが、「ケーブルテレビの整備について」説明をお願いいたします。担当部署。

○大山情報政策課長 情報政策課の大山でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

ケーブルテレビの整備についてでございますが、具体的には、塩江町を除く合併地区へのケーブルテレビサービス提供エリアの拡大でございます。

恐れいりますけれども、お手元に配布させていただいています資料、超高速情報通信網整備事業について、A4判の一枚ものでございますけれども、をご覧いただきたいと存じます。

当事業につきましては、旧高松市域との情報格差を是正するため、合併建設計画を始め、第5次高松市総合計画におけるまちづくり戦略計画の重点取り組み事業として、位置づけるとともに、昨年度に策定をいたしました高松市情報化推進計画におきましても、地域の情報化における主要な課題として、推進していくこととしているところでございます。

事業の実施にあたりましては、国の補助制度を最も有効に活用できることなどから、第3セクター法人の株式会社ケーブルメディア四国が、光ファイバーでケーブルテレビ網を整備し、その回線を超高速情報通信網として活用する整備手法とするとともに、本市と事業主体であります株式会社ケーブルメディア四国との間で、整備エリアや補助の枠組みおよび加入率向上に繋がる具体的な取り組みなどについて、協議をまいりましたが、このほど一定の方向性が得られましたことから、御報告をさせていただくものでございます。

資料の方の1でございます。1の事業目的でございますが、すべての市民が、情報化の恩恵を受けられるよう旧高松市地域と合併町地域との地理的な情報格差を是正するため、既にケーブルテレビ網が整備されている塩江町を除く庵治、牟礼、香川、香南、国分寺地区へ第3セクター法人である株式会社ケーブルメディア四国により、光ファイバーでケーブルテレビ網および超高速情報通信網を整備するものでございます。

このことによりまして、合併町地域の住民の皆様が合併による効果を実感していただけると存じておりますとともに、一体感の情勢にも繋がると考えております。

次に、2の整備内容でございますが、整備期間は、平成20年度および21年度を予定しております。本年度当初の計画では、平成20年度に株式会社ケーブルメディア四国との協議等を行い、21年度と22年度で整備することを予定しておりましたが、国の総合経済対策に伴う補正予算に対応することにより、合併町地域の皆様方の要望に御配慮した早期の整備が可能となりますことから、1年前倒しし、平成20年度にセンター設備および集線局等について、一部着手し、21年度には全地区整備予定とするものでございます。

次に、整備に伴う世帯カバー率、これは、全世帯数に対する整備後のケーブルテレビ視聴可能世帯数の割合でございますが、隣接地区と同程度の80%とするものでございます。

また、今回の整備において、対象外となるエリアへの、22年度以後の整備方針につきましては、新たな技術動向を調査研究するほか、旧高松地域を含め、まとまった加入希望のある地域への部分整備について、株式会社ケーブルメディア四国において、平成21年度に整備の基準を定めるなど、今後検討してまいりたいと存じます。

次に、実施主体である株式会社ケーブルメディア四国に対する公的助成につきましては、国の交付金および本市補助金とするものでございます。

次に、3の事業費および財源でございますが、全体事業費は税込みで12億2,850万円となっております。また、本市から株式会社ケーブルメディア四国への助成額は、9億3,600万円で、税抜き整備費の80%でございます。

次に、4の整備予定エリアでございます。裏面のエリア図をご覧いただきたいと存じます。大変図面が小さくて申しわけございませんが、このエリア図は、各地域の地域特性や集線局からの距離および世帯密度等の投資効率等を勘案して、株式会社ケーブルメディア四国において作成したものでございます。太い実践の内側、網掛け部分が今回の整備予定エリアでございます。世帯数が概ね80%となるエリアを概略的に示させていただいているものでございます。

図面の説明は、省かせていただきますが、今後実際の整備におきましては、自治会への説明会等を通じ、ケーブルテレビへの加入希望世帯を把握することといたしておりますことから、加入希望の大小や投資効果などの要素によりまして、多少のエリア変動があるものと存じます。また、世帯カバー率につきましても、同様の理由から各地域におきまして、多少のバラツキが出てくるものと存じますが、合併町地域全体として、世帯カバー率80%を確保したいと考えております。

次に、5の今後のスケジュールでございますが、現時点では、各地区ごとの整備機関やサービス開始時期等の詳細は、不明でございますが、今後、事業主体である株式会社ケーブルメディア四国において、詳細設計および実施設計を行い、各地区毎に順次整備、サービスを提供していくこととしております。

今回のケーブルテレビ網の整備によりまして、地理的情報格差が是正され、合併町地域の皆様方が、行政情報を始めとする高度な情報サービスを受けられるようになるなど、合併効

果を実感していただけるようになると存じておりますほか、平成23年に予定されております地上デジタル放送への前面移行にも有効な対策となるものでございます。

なお、今後の整備におきましては、加入率の向上が整備動向やサービスの拡大に大きな影響を与えるものと考えております。現在、本市におきましては、市外からの転入者に対して、ケーブルテレビへの加入促進チラシを配布し、加入率向上に努めておりますが、今後におきましても、株式会社ケーブルメディア四国が行う自治会等への説明会への本市職員の同行や、パンフレットの配布など、加入率向上のため積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

本審議会委員の皆様におかれましても、地域の皆様方への加入率向上の働きかけにつきまして、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（上北会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました、「ケーブルテレビの整備について」、御質問・御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○議長（上北会長） 河崎委員。

○河崎委員 河崎です。

あの、なんかどんどん加入してくれいうふうに、聞こえたのですが。一体何を送信するのですか。その説明が全然ないのだけこれ。それと、あと加入料とかね、毎月支払う経費とか、どうなるのか、その説明もないのだけ。

○議長（上北会長） 担当課。

○大山情報政策課長 情報政策課でございます。

送信料でございますけれども、加入をしていただきますと、加入するのにつきまして、いろんなチャンネルプランがございます。

再送信と申しまして、通常のテレビ番組、また市政チャンネル等が流れるのですが、そういったものにつきましては、一応2,100円になります。あと、地上波でありますとか、コミュニティ放送、BS・CS放送など含めまして、基本61チャンネルというチャンネルがあるんですが、これにつきましては、月当たり5,250円。あと基本が45チャンネルの分につきましては、3,780円、あとお手軽パックというのですが、これが、月3,045円というふうなパックもございます。あと光電話もございまして、光電話につきましては、基本料、月945円、通話料につきましては、全国一律で、3分間7.875

円でございます。あと光ネット，インターネットでございますけれども，これにつきましても，5，985円，こういった形になっております。

○議長（上北会長） 他に。藤野委員。

○藤野委員 藤野です。

ちょっと質問なのですけれど，先ほどから，市の方でもこの世帯カバー率が80%ですかね。それと同様に庵治町の方でもしていただけるということ，庵治町の方でもその80%のエリアを，この裏の地図ですよね，大体賄えるのじゃないかというお話でございましたけど，実際にこのカバー率80%あったとしても，加入率っていうのは，今わかりでしょうか。

○議長（上北会長） 担当課。

○大山情報政策課長 加入率につきましてはですね，旧高松市域，これにつきましては，ケーブルテレビの加入率39%でございます。先ほどちょっと説明いたしました，多チャンネル，というものにつきましては，13%でございます。多チャンネル放送につきましてはね。ケーブルテレビの加入率につきましては，39%でございます。

○議長（上北会長） 藤野委員。

○藤野委員 39%ということですので，カバー率の4割ぐらいですかね，入られているということで，今この案件をお聞きしまして，市の方の助成金が，金額ですね，やはり9億4千万近くという非常に高い金額を費用を出して，果たして，われわれ，市のサービスも同じようにできますよと言われても，果たしてこれがどこまでの効果があるのか，費用対効果で考えますと，非常にこれは，少ないのじゃないかと思いました。これは単なる意見です。

○議長（上北会長）

他に無いようですので，会議次第4「その他」，（1）「ケーブルテレビの整備について」は，これで終わります。

折角の機会でございますので，委員さんの方で，地域審議会として，何か諮りたいことがございましたら，どうぞ御意見をお願いいたします。

何かございましたら，御発言を願います。

○議長（上北会長） 高砂委員。

○高砂委員 高砂です。折角の機会ですし，岸本部長もおいでいただいておりますので，この合併協議のなかの協定項目の部分の基本的な考え方といいますか，位置付けというのをお聞きしときたいのですが，今日，提案がございましたそのスクールバスの負担額の見直し，

また、昨年、一昨年でしたか、いわゆるプレジャーボートのけい船料についての庵治町地域に住所を有するものは、半額とするという協定項目がございました。

しかし、その部分についても、現行の制度のなかで、やはり変えざるを得ないというようなこともあったわけですが、この私たち、その合併町側にすれば、その協定のなかで、現行どおりとするということは、その現在の合併時の制度は、そのまま運用されていくのだというふうに理解をしておるのですけれども、今後でもすね、こういうその現行のとおりとするという項目であっても、いわゆる市側の立場からいえば、その市の公平性とか、そういう点から、制度的な面とかそういうことから言えば、その内容については、変わってくるものもあるのかなと。現に、今、今回でできたわけですから、そのあたりは、現行のとおりとするというのは、果たしてそれどこまで続くものか。そのあたりについてもすね、やっぱりこういう基本的な認識というのが、必要でないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（上北会長） 市民政策部長。

○岸本市民政策部長 市民政策部でございます。

おっしゃるとおり合併協議上現行どおりとするということは、その合併の時には、現行のとおりとする。合併の時には。ただし、ただしです。合併の時には、現行どおりとするのだけれども、それは、変えるとなればすね、それなりに手続きなりなんなりが必要になって、今日も現に、こういうことで、お伺いをしているということでございます。ですから、現行どおりとするというのは、金輪際ずっと現行どおりとするのも理不尽な話です。10年経とうが20年経とうがずっと現行どおりなのだということのもいかなものかと、これはまあ御理解いただけたらと思うのです。そしたら、それが、いつまでかというのは、これ確かにございません。そういう意味では、ございません。そしたら、そのためにこの地域審議会があるといっても過言ではないと思います。したがって、そういう変更点、もしくは、合併の時にはこういうふうな考え方だったけど、こういうふうにさせていただきたいとかいうのは、随時出てくると思います。それは、時代の流れとしてすね、今後も出てくるのではないかなというふうに、私は思っております。

○議長（上北会長） 高砂委員。

○高砂委員 部長はそういうふうな認識であるわけですか。私たち、その合併した側の認識はすね、決してそんなことはないと思うのですけど。その、現行のとおり続くというのが、理不尽なことも決してないと思います。それは、合併協議のなかで、そこまで詰めた話が無かったと言えそうなのでしょうけれども。たとえば今回のスクールバスにしてもです

ね、バスを無くするのではないのだと、バスは置いておくのだから現行のとおりでないかというような話にもなってくるのかと思うのですよ。ただ、それがその現状にあわせて見直しをすることもありうるという、少なくとも合併町のものはそういう認識ではないと思うのですがね。

○議長（上北会長） 部長。

○岸本市民政策部長 合併協議のうえで、いろいろなことを取り決めしております。そのなかで、現行どおりとするというのが、いつまで現行どおりなのかということに尽きると思うのですよね。言わばそれが、5年なのか10年なのかと言って、これ数字で切るというのも何か変な話だと私自身も思っております。それで、先ほどそういうことを申しあげたのですが、金輪際変わらないという話でもない。だけれども、それなりに社会情勢なり何なりが変わってきたら、変えざるを得ないものも、やっぱり出てくるはずですよ。そしたら、そのときには、庵治町地域の方もそうかもわかりませんが、高松市域全体として考えても、こういうふうに制度を変える方がいいのではないかということは、よくある話です。そしたら、そのなかで、一緒に考えるというようなことは、私はあり得ると思います。それは、旧の高松だけを思っているのと違うかということでしたらですね、私は、違うところでもその話は、一辺してみたいと思います。

○議長（上北会長） 他に。高砂委員。

○高砂委員 まあ、部長おっしゃるように、共に地域審議会としても、今後とも考えていきたいと思っておりますので、よろしく。

○議長（上北会長） 平田委員。

○平田委員 平田です。

今のとは、ちょっと違うのですが、やはりまた公民館のお話なのですが、公民館が来年度からコミュニティセンターになります。それに対して今の公民館は、冷暖房が完全でないのです。それもいろいろと設備を、整備をしていただけるのか、それをきちんと聞きたいのです。

○議長（上北会長） 担当課。

○村上地域政策課長 地域政策課ですけれども、来年一応4月からコミュニティセンターということで、徐々に準備を始めているのですが、施設につきましては、一応21年度以降で必要な部分の改修ですとか、先ほどありました冷蔵庫が壊れていたりとかあるかと思うので、そういった部分については、適時対応していくということになるかと思っておりますので、

それは、コミュニティ協議会さんと調整しながら、協議しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○平田委員 今お願いしたあの冷暖房の件はどうなりますか。空調が悪いのですけど。

○村上地域政策課長 それも含めてですね、ただあの、非常に財政事情厳しいので、単年度でできない場合もあるかと思えますけども、それは、他とのバランスも含めるなかで、やっていきたいと思えます。

○平田委員 はい、どうもありがとうございました。

○議長（上北会長） 他に。増田委員。

○増田委員 すみません。これ最後に確認させていただきたいのですけども、先ほどのスクールバスの料金の実施日というのは、これはまだ審議という形で、延期っていうこともあり得る、でよろしいのでしょうか。

○議長（上北会長） 部長。

○岸本市民政策部長 市民政策部です。

先ほども申しましたように、要は御意見をお伺いするというので、ここへ持って来えます。最終的には、予算で決めるということですので、どちらになるかまだ予算をいま私に言えと言われてもできないということがございますので、御理解いただいたらと思えます。わかりましたか。あの、予算で決めるということですので。よろしく申し上げます。

○議長（上北会長） 他に。

もう無いようですので、会議次第、第4、「その他」は、これで終了いたします。

以上で、本日の会議の日程は、すべて終了いたしました。

市当局の皆様方には、長時間にわたりましてありがとうございました。

当局におかれましては、今後とも政策の決定、また、施策の実施に当たっては、常に住民の視点でとらえていただき、庵治地区の活性化はもとより、高松市の均衡ある発展を図るなかで、高松市すべての市民が合併してよかったと思えるまちづくりに御尽力いただきたいと思います。

委員の皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、また、円滑な会議の進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

## 会議次第5 閉会

○（事務局）黒川支所長補佐

これをもちまして、「平成20年度第2回高松市庵治地区地域審議会」を閉会いたします。  
大変お疲れさまでございました。今後とも、よろしくお願いいたします。

午後3時36分 閉会

---

会議録署名委員

委員

委員